

消食表第90号
令和元年6月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
（公印省略）

特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が令和元年6月7日に公布されました。同法第1条の規定により、健康増進法（平成14年法律第103号）が一部改正され、特別用途食品の表示許可申請に係る都道府県経由事務が同年9月7日から廃止されます。

これを踏まえ、「特別用途食品に関する質疑応答集について（平成31年3月26日付け消食表第105号）」を別紙新旧対照表のとおり一部改正し、当該改正部分を令和元年9月7日から施行しますので、ご了承くださいとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いします。